

# 桑野社労士&FP事務所だより

平成 29 年 11 月 10 日

第 92 号

〒614-8093 京都市八幡市八幡三本橋 18-169 若ビル 1 階

TEL 075-874-4629 FAX 075-874-4630

E-mail [kuwano@cosmos.ocn.ne.jp](mailto:kuwano@cosmos.ocn.ne.jp) HP [www.kuwano.biz](http://www.kuwano.biz)

## 全国社会保険労務士会連合会は

# 労務診断ドック(無料)をはじめました

少子高齢化、労働人口の減少等による経済の縮小に対応するため、政府は“一億総活躍社会実現”のため、長時間労働の是正、同一労働同一賃金等非正規労働者の待遇改善、子育て・病気の治療・家族の介護と仕事の両立支援等を柱とする『働き方改革』を打ち出しています。

全国社会保険労務士会連合会は、その具体的取組みの第一弾として、概ね従業員が 50 人以下の事業所を対象に、「労務診断ドック」という無料の労務診断を行い、その診断結果に基づく「働き方改革取り組み宣言」を行い、これを連合会ホームページで公表することにしました。この取り組みは、平成 30 年 3 月まで行います。

### まず連合会ホームページへ

全国社会保険労務士会連合会トップページ (<https://www.shakaihokenroumushi.jp/>) → 連合会・社労士会について → 連合会の取り組み(左側) → 「人を大切に作る企業」への労務診断ドックとたどっていくと、『労務診断ドックはじめました。』という頁に、たどり着きます。そこに、「労務診断ドック」の流れがあり、次の 2 通りのパターンを紹介しています。

#### 1. 顧問社労士がない場合

0570-064-794を回し、該当の都道府県会に無料診断を依頼します。すると、都道府県会は診断社労士に対応を要請し、診断社労士が依頼企業を訪問して、連合会ホームページから無料診断を実施します。

#### 2. 顧問社労士がいる場合

顧問社労士が顧問先企業に「労務診断ドック」及び「働き方改革取り組み宣言」を勧め、賛同した顧問先企業に無料診断を実施します。

#### この取り組みのポイント

1. 宣言シートに回答することで、働き方改革に取り組む必要性や労働環境改革のポイントに気づく。
2. 企業の気づきが、労働環境改善への動機づけとなり、「人を大切に作る企業」実現の第一歩になる。
3. 連合会のホームページに掲載することで、企業は働き方改革に取り組んでいく企業として、アピールすることができる。

#### 診断項目例

1. 休日出勤や残業
    - ①休日出勤・残業を命じるために必要な届け出を締結・提出している
    - ②残業時間が月 4 5 時間以下である
  2. 賃金
    - ①就業規則に賃金に関する定めがある
    - ②基本給・手当金額の基準が定められている
    - ③休日出勤・時間外手当の基準が定められている
  3. 年次有給休暇  
年次有給休暇の取得率が 70%を超えている
  4. 健康管理についての制度
    - ①年 1 回の健康診断を実施している
    - ②所見があった従業員を把握している
  5. 育児・介護休業制度
- 以下、省略

(裏面に続く)



# 労働基準法 10

労働基準法では、賃金とは名称を問わず、労働の対価として使用者が支払う全てのことを言います。したがって、毎月支払われる基本給、諸手当の他、予め支給条件が示されている賞与や退職金も含まれます。

## 賃金支払いの5原則

使用者は、①通貨で、②全額を、③毎月1回以上、④一定の期日に、⑤直接労働者に支払う必要があります（労基法第24条）。

この5原則の例外は、次のとおりです。



1. 通貨以外のものの支給が認められる場合⇒法令・労働協約に現物支給の定めがある場合
2. 賃金控除が認められている場合⇒法令（公租公課）に定めがある場合、労使協定による場合
3. 毎月1回以上、一定の期日払いでなくてよい場合⇒臨時に支給される賃金、賞与、査定期間が1か月を超える場合の精勤手当・能率手当等
4. 賃金を口座振替で支払う場合⇒労働者の同意があり、労働者の指定する本人名義の預金通帳に振り込む場合

## 最低賃金法

労働条件の改善、事業の公正な競争の確保等を図るため、最低賃金が定められています。この最低賃金は、その企業の本社がある都道府県ではなく、本社や支店など（派遣労働者の場合は派遣先）がある都道府県ごとに定められた額が、適用されます。

1. 最低賃金は、パートタイマー、アルバイト等を含む全ての労働者に適用されます。
2. 最低賃金は「時間額」で定められており、月給制、日給制、時間給制等全ての給与形態に「時間額」が適用されます。
  - ①時間給の場合 時間給 $\geq$ 最低賃金額
  - ②日給の場合 日給 $\div$ 1日の所定労働時間 $\geq$ 最低賃金
  - ③月給・歩合給の場合 賃金額を時間当りの金額に換算して、最低賃金を比較
3. 最低賃金には、次の賃金は含まれません。
  - ①精勤手当、通勤手当及び家族手当

- ②臨時に支払われる賃金（結婚祝い金など）
  - ③1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
  - ④時間外労働、休日労働及び深夜労働の手当
4. 次の方は、最低賃金の減額特例が適用されます。
- ①精神又は身体障害により著しく労働能力の低い方
  - ②試みの試用期間中の方
  - ③基礎的な技能等を内容とする認定職業訓練を受けている方のうち、厚生労働省令で定める方
  - ④軽易な業務に従事する方
  - ⑤断続的労働に従事する方

（次号に続く）

## 事務所からひとこと



10月28日に社労士の仲間と、賤ヶ岳に登り、小谷城歴史資料館へ、行ってきました。

台風22号が近づき、小雨の降る中、集合場所のJR余呉駅へ。このような天気でも、少し賤ヶ岳行きを躊躇していましたが、皆さん、やる気満々。早速、リフト組と徒歩組に分かれて、賤ヶ岳の山頂を目指した。私はリフト組で、11時半頃に山頂に着き、徒歩組を待ちました。その間、寒かったです。1時間後に徒歩組も無事到着。薄もやの中に見える奥琵琶湖と余呉湖はとても綺麗でした。帰りは、全員がリフトで下山。昼食は北国街道で、しし肉定食を食べた。食事後、その街道筋で、テレビで放送していたという「つるやサラダパン」を買う人続出。そして、「木之本地蔵院」で大きなお地蔵さんに手を合わせました。私は、木之本の地酒「七本槍」を買いました。

その後、少し南に車を走らせ、「小谷城歴史資料館」へ。案内の人が、小谷城の山城の形態や特長、浅井三代の歴史（三代目は長政、その妻は織田信長の妹でお市、その子である茶々・初・江など）などを、熱心に説明してくれた。

生憎の天気でしたが、皆さんそこそこの満足で、帰路に就きました。